

件名	25 陳情第5号 瑞穂町議会請願・陳情取扱要綱第3条第2項の削除を求める陳情
第1 陳情の趣旨	<p>瑞穂町議会請願・陳情取扱要綱第3条第2項の削除を求める。</p> <p>第2 陳情の原因</p> <p>「瑞穂町議会請願・陳情取扱要綱（平成24年2月23日議会訓令第1号）」の第3条には、次の規定がある。</p> <p>【（紹介議員）</p> <p>第3条 請願者は、請願書を提出するときは、規則第86条第2項の規定により、当該請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）の署名又は記名押印を受けなければならない。</p> <p>2 紹介議員は、当該請願の趣旨に賛意を表する者とする。】</p> <p>第3 陳情の理由</p> <p>瑞穂町議会請願・陳情取扱要綱第3条第2項の「紹介議員は、当該請願の趣旨に賛意を表する者とする。」との規定は、憲法第21条第2項前段の「検閲は、これをしてはならない。」という規定に反し、憲法違反である。</p>